

医療法人社団 聖愛会 介護老人保健施設とやま運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団聖愛会介護老人保健施設とやま(以下「当施設」という)が要介護状態にある入所者(以下「利用者」という)に対し、適切なサービスを提供するため、運営に関する事項を定めたものである。

(理念及び運営方針)

第2条 当施設の理念は「明るい、あたたかい、安心のとやま」をめざすことである。

- 2 そのために、利用者を尊重し、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供する。
- 3 地域や家庭との結びつきを重視して、介護予防に努める。また関係市町村及び医療機関などと綿密な連携を図る。
- 4 職員は介護及び看護職員としてのプロ意識を持って、利用者の居宅における生活への復帰と自立した日常生活を営むことができるように療養及び機能訓練並びに日常生活上の世話をを行う。
- 5 職員は明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者がにこやかに個性豊かに過ごすことができるように努める。また利用者または家族に対し必要な事項について十分説明又は指導を行う。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 当施設の名称、所在地及び定員等は、次のとおりである。

- 一 名称 医療法人社団 聖愛会 介護老人保健施設 とやま
- 二 所在地 〒731-3272 広島市安佐南区沼田町大字吉山字風呂ノ元980番1
- 三 電話番号 082-839-3939。ファックス082-839-3940
- 四 管理者名 阿部 和弘
- 五 入所定員 80人
- 六 通所定員 45人

(職員の員数及び職務内容)

第4条 当施設の職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人
管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1人以上
医師は、利用者の病状に応じて適切な診療ないし措置を講じる。
- 三 薬剤師 1人以上
薬剤師は、薬剤の管理及び服薬指導等を行う。
- 四 看護職員 7人以上

看護職員は、利用者の健康状態のチェックまた病状や心身の状況に応じた看護を行う。

五 介護職員 30人以上 ※他職種と兼務する者を含む。

介護職員は、利用者の心身の状況等に応じた適切な介護を行う。

六 支援相談員 2人以上 ※他職種と兼務する者を含む。

支援相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じて必要な助言その他の援助を行うとともに、必要な都度関係機関との連絡調整を行う。

七 理学療法士 2人以上 ※他事業所兼務する者を含む。

理学療法士は、利用者の身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練を行う。

八 作業療法士 2人以上 ※他事業所兼務する者を含む。

作業療法士は、利用者の身体機能の応用動作能力や社会適応能力等の回復を図るための訓練を行う。

九 栄養士 1人以上

献立の作成、栄養指導、嗜好調査等利用者の食事・栄養指導を行う。

十 介護支援専門員 1人以上 ※他職種と兼務する者を含む。

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

十一 調理員 5人以上(委託業者)

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

十二事務職員 2人以上 ※他職種と兼務する者を含む。

事務職員は、必要な事務を行う。

(サービス提供の留意事項)

第5条 当施設は、以下の点に留意して、介護サービスを提供する。

一 要介護状態軽減あるいは悪化防止のため、適切な介護を行う。

二 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

三 利用者の心身の状況、病状、受け入れ環境等に照らし、居宅での日常生活が可能かどうかを定期的に検討する。

四 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をする。

五 利用者の心身の状況に応じて、週2回以上入浴または清拭を行う。

六 栄養、利用者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

七 利用者あるいは他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

八 退所にあたっては、居宅介護支援事業者等と連携して必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 介護支援専門員を中心にして、施設サービス計画を作成する。

- 2 介護支援専門員は、自立生活を営む上で利用者の抱えている問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、利用者や家族の希望、医師の治療方針を踏まえて、他の職員と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し利用者や家族に対し説明して同意を得る。

(利用料その他の費用の額)

第7条 当施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準による。介護保険内のサービスについては、利用者はその1割から3割の額を負担する。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。
いずれも消費税込み。

利用者負担額	食費 負担限度額	居住費(光熱水 費)負担限度額	従来個室 (トイレなし)	従来個室 (トイレあり)
第1段階	300円	0円	550円	550円
第2段階	390円	430円	550円	550円
第3段階①	650円	430円	1,370円	1,370円
第3段階②	1,360円	430円	1,370円	1,370円
第4段階	1,700円	500円	1,728円	2,500円

※2人部屋(多床室)については特別な室料として別途500円徴収する。

一 理美容 実費

二 その他日常生活上の便宜に関する費用 別紙利用料金表(入所)のとおり

- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、内容に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受ける。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、利用者あるいは他の利用者等の生命又は身体を保護する等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

- 2 その他、身体拘束については別紙の「身体拘束防止マニュアル、身体拘束適正化のための指針」による。

(褥瘡対策等)

第9条 当施設は、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡の発生を防止するための体制を整備する。

(利用者及び家族の留意事項)

第10条 利用者は、以下の事項を守る。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。
- 二 火気の取扱いに注意する。
- 三 けんか、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしない。
- 四 その他管理上必要な指示に従う。
 - ア 消灯時間は午後9時。
 - イ 外出・外泊は利用者又は家族の要請により、家族の介護を条件とする。
 - ウ 飲酒・喫煙は利用者の健康管理上及び他の利用者への影響を配慮して、禁止する。
 - エ 所持品・備品等の持ち込みは、入所生活において必要なものとする。
 - オ 金銭・貴重品の管理は、利用者あるいはご家族と施設担当者との間で事前に相談の上対処する。

(苦情等処理の対応)

第11条 利用者及び家族からの苦情ないし要望に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口(相談員)を設置し、苦情内容の真意を把握した上で原因を分析し、問題を迅速に解決する。また、苦情の対応は利用者に必ず回答し、すぐに解決が出来ない場合でも途中経過を説明し、利用者が安心できるように配慮する。

- 2 利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村あるいは関係機関から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。

(緊急時等における対応方法)

第12条 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関及び家族への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第13条 当施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。詳細は避難確保計画に定める。

(衛生管理)

第14条 当施設は、利用者の利用する食器その他の設備又は飲料水などについて衛生的管理に努める。また医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 当施設は食中毒及び感染症の発生を防止するとともに、万一発生した場合は蔓延することの無いよう指針を定め必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当施設は、施設サービスの提供にあたり、事故発生防止のための指針及び体制を整備する。また、施設サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(守秘義務)

第16条 職員は、職務上知り得た利用者又は家族の秘密を守る。職員でなくなった後も同様とする。

(職員研修)

第17条 当施設は、職員の資質向上のため、資格の取得を奨励し、また適宜様々な形で内部研修及び外部研修を実施する。

(高齢者虐待防止のための措置)

第18条 当施設は、利用者の権利擁護に関わる相談などに対応し、成年後見制度などの制度の情報提供や、成年後見人となるべき人を薦めることの出来る団体の紹介などを行う。また、虐待があったと思われる場合は、遅延なく市町村に通報するものとする。

2 虐待行為を当該施設職員が市町村に通報した場合であっても、通報したことを理由にその職員を解雇その他不利益となる取扱いは一切行わない。

3 人権擁護、高齢者虐待についての責任者は管理者とする。

4 利用者のケアなどについて情報を共有し、チームでアプローチする。

(浴室の共用について)

第19条 浴室の使用については、隣接する【短期入所生活介護施設 ショートステイとやま】と共用する。(8:00 から 9:00)

使用する基本的な時間帯は9:00 から 15:00 として、その時間は【短期入所生活介護施設 ショートステイとやま】の入所者は使用しない。同日に老健、ショートステイが使用する場合は、各施設の利用者が混在しないようにする。

業務上、もしくは利用者の状態などの理由により、使用時間を変更する場合も、ショートステイとやまと、介護老人保健施設とやまの利用者が同一の時間帯に使用することが無いようにする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第20条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養マネジメント等を行う。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人保健施設の継続的なサービス提供及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備)

第22条 事業所は、利用者に対する指定介護老人保健施設等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年または5年間保存しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第23条

1 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応については施設内に掲示または閲覧可能な場所にファイルを配置する。

2 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団聖愛会の役員会において定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成20年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成21年3月1日より施行する。

この運営規程は、平成21年10月1日より施行する。

この運営規程は、平成23年2月1日より施行する。

この運営規程は、平成24年10月1日より施行する。

この運営規程は、平成25年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成25年8月1日より施行する。

この運営規程は、平成26年6月1日より施行する。

この運営規程は、平成26年7月1日より施行する。

この運営規程は、平成27年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成27年6月11日より施行する。

この運営規程は、平成 27 年 9 月 7 日より施行する。
この運営規程は、平成 27 年 11 月 2 日より施行する。
この運営規程は、平成 28 年 4 月 11 日より施行する。
この運営規程は、平成 28 年 7 月 11 日より施行する。
この運営規程は、平成 28 年 12 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 29 年 7 月 3 日より施行する。
この運営規程は、平成 29 年 8 月 10 日より施行する。
この運営規程は、平成 29 年 11 月 11 日より施行する。
この運営規程は、平成 30 年 4 月 16 日より施行する。
この運営規程は、平成 30 年 7 月 9 日より施行する。
この運営規程は、平成 30 年 9 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 30 年 12 月 11 日より施行する。
この運営規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。
この運営規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、令和 6 年 8 月 1 日より施行する。